

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についてのお知らせ

■ 8月1日から保険証（被保険者証）が変わります

長寿医療制度の保険証（後期高齢者医療被保険者証）は、可児市に住所を有する75歳以上の人と、65歳以上74歳以下で一定の障がいがあり、長寿医療制度に加入された人に交付されます。

現在の保険証の有効期限は、平成21年7月31日となっていますので、8月1日からは、7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のカードタイプから折りたたみタイプに変更になります。



《現在の保険証・カードタイプ》



《新しい保険証・折りたたみタイプ》

■ 平成21年度の保険料額が決定しました

5月末までに岐阜県の長寿医療制度の被保険者になられた人に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

■ 平成21年度の保険料の軽減措置について

①均等割額の軽減

世帯（被保険者および世帯主）の平成20年中の総所得金額等の合計額		軽減割合
33万円（基礎控除額）以下の世帯	被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）	9割軽減
	上記以外	※8.5割軽減
「33万円（基礎控除額）＋24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）」以下の世帯		5割軽減
「33万円（基礎控除額）＋35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯		2割軽減

※本来は均等割額が7割軽減ですが、平成21年度に限り、8.5割軽減となります。

②所得割額の軽減

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額を一律5割軽減します。

③被用者保険（健保や共済など）の被扶養者だった人

長寿医療制度に加入された月から2年間は、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、平成22年3月までは、特例措置として均等割額が9割軽減されます。

■ 保険料のお支払いが難しいとき

災害などにより重大な損害を受けたときや失業、その他の特別な事情により保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免となる場合があります。お早めに国保年金課にご相談ください。

■ 保険料のお支払いを年金から口座振替に変更できます

保険料を年金からお支払いいただいている人は、口座振替に切り替えることができます。口座振替によるお支払いを希望される人は、国保年金課にお問い合わせください。